

第32回新発田市入札監視委員会審議概要

開催日及び場所	平成26年10月23日(木)新発田市役所別館2階会議室	
内 容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・あいさつ</li> <li>・議事 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)抽出工事等の審議について</li> <li>(2)第33回委員会開催に伴う抽出委員の指定について</li> <li>(3)その他</li> </ul> </li> </ul>	
委 員 (委員数5名) (出席数5名)	委員長 山田 耕太 (大学教授) (出席) 委員 八木 庸一 (税理士) (出席) 委員 伊藤 秀夫 (弁護士) (出席) 委員 三田村 ルミ(公募委員) (出席) 委員 榎本 朗子 (公募委員) (出席)	
審議対象期間	平成26年5月1日～平成26年8月31日	
抽出案件	12件(対象工事総件数125件)	
制限付 一般競争入札	6件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新庁第2号 新発田市新庁舎新築(電気設備)工事</li> <li>・教受第1号 五十公野小学校仮設校舎建設工事</li> <li>・新庁第3号 新発田市新庁舎新築(給排水衛生設備)工事</li> <li>・受託第9号 豊浦支所耐震補強及び外部改修工事</li> <li>・建公第1号 路谷虹児記念館空調設備改修工事</li> <li>・改県第2号 県営ほ場整備事業に伴う導水管入替工事</li> </ul>
公募型 指名競争入札	0件	
通常 指名競争入札	0件	

	随意契約	6件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新庁第1号 新発田市新庁舎新築（建築本体）工事</li> <li>・特紫補第4号 紫雲寺本町中継ポンプ場監視機能増設工事</li> <li>・改仮第1号 仮設送水管布設工事</li> <li>・配水第2号 小舟渡NSモーター・ポンプ4号分解整備工事</li> <li>・配水第1号 虎丸増圧ポンプ場インバータ取替工事</li> <li>・簡第3号 板山第1配水場インバータ取替工事</li> </ul>
委員からの意見・質問、それに対する回答	別紙のとおり		
委員会による意見の具申内容	特になし		
その他	傍聴者3名		

意見・質問	回答
<p>1 開会</p> <p>2 あいさつ</p> <p>3 議事</p> <p>(1) 抽出工事等の審議について</p> <p>随意契約6件について</p> <p>(新庁第1号 新発田市新庁舎新築(建築本体)工事)</p> <p>(特紫補第4号 紫雲寺本町中継ポンプ場監視機能増設工事)</p> <p>(改仮第1号 仮設送水管布設工事)</p> <p>(配水第2号 小舟渡NSモーター・ポンプ4号分解整備工事)</p> <p>(配水第1号 虎丸増圧ポンプ場インバータ取替工事)</p> <p>(簡第3号 板山第1配水場インバータ取替工事)</p> <p>・新庁第1号 新発田市新庁舎新築(建築本体)工事について、最初は一般競争入札で随意契約にまわすという時は規定はあるのか。</p> <p>・最初2者入札したが、再入札では1者のみだった。最終的に予定価格を下回らなかったので入札者がいないということか。</p> <p>・再度公告は行わないのか</p> <p>・最初は3者のJVが申し込んだが、ひとつ</p>	<p>・公告の段階で工期がとれない等で不調となった場合について、最低入札価格の業者と随意契約協議を行うということで規定している。</p> <p>・再度入札を行ったが落札者がいなかった。</p> <p>・今回の場合は完成時期が決まっているので、再度JVを組んでから入札をすると適正な工期が確保できないため、再度入札で不調となったことから、公告に従い最低入札価格者と随意契約を行った。</p> <p>・1回目の入札から辞退している。再入札を</p>

意見・質問	回答
<p>のJVは最初から辞退したのか。再入札の時は最低価格だった業者のみ入札しているが。</p> <p>・ 99.98%という高い落札率だが。</p> <p>・ 新庁舎といったら、建築本体と電気工事、給排水等と全て含まれていると思ったが、分けて発注するのか。</p> <p>・ 新庁舎については今後も分離発注は出てくるのか。</p> <p>・ 例えば駐車場の整備や外構についてどうなっているのか。</p> <p>制限付一般競争入札  (新庁第2号 新発田市新庁舎新築(電気設備)工事)  (教受第1号 五十公野小学校仮設校舎建設工事)  (新庁第3号 新発田市新庁舎新築(給排水衛生設備)工事)  (受託第9号 豊浦支所耐震補強及び外部改修工事)  (建公第1号 落谷虹児記念館空調設備改修工事)  (改県第2号 県営ほ場整備事業に伴う導水管入替工事)</p>	<p>する際に、1回目の入札に応じた業者に今回の最低入札価格について通知するので、その価格と自分たちが入札した額を比較した上で、再入札には応じれないということでひとつのJVは辞退したのではないと思われる。</p> <p>・ 随意契約協議の段階で市の設計書の内容に基づき協議を行った。</p> <p>・ 分離発注ということで、本体工事、電気設備、給排水設備とそれぞれ工種ごとに分離して発注している。</p> <p>・ 今回の議案では建築本体・電気設備・給排水ということで、若干予算が足りなかったため、市議会7月臨時会で予算を増やし、空調設備について後日入札した。これについても議会承認が必要となり、次の入札監視委員会での対象の案件となる。</p> <p>・ 建築本体工事に含まれている。</p>

意見・質問	回答
<p>・新庁第2号・3号について、3者のJVとしたのはどういわけか。</p> <p>・代表者の要件で格付評点を1,000点以上というのはだいたいどの位なのか。全体の何社位が1,000点なのか。</p> <p>・1,000点とはどういうことか。</p> <p>・形の上では競争しているが、3者位でしかできないのではないか。</p> <p>・建公第1号について、100%の落札率ですが、これはどのようなことか。</p> <p>(2)第33回委員会開催に伴う抽出委員の指定について</p> <p>・次回の事案抽出を山田委員長に委任</p> <p>4 閉会</p>	<p>・新庁舎のJVについては、建築本体との関係や規模も大きく特殊な部分があり単体施工より技術力がある業者3者における共同企業体の施工が望ましいということで建築本体と同様のJVという形で行った。</p> <p>・市内業者で工種が電気のもので1,000点以上は3者、管工事については3者である。ここに1,000点未満のAランクの業者が付く。</p> <p>・2年に1度の入札参加資格申請時に経営事項審査という書類で工種ごとに割り出された点数を基に新発田市独自の加点を含めて点数を出している。点数の割り出しについては業種ごとの工事完成高、従業員数等を勘案している。企業の技術力を見るために1,000点以上とした。</p> <p>・原則市内業者優先ということなので、建築一式工事のAランクで、市内に本社又は営業所を有する者が10者以上いるので、地域要件を市内として発注した。</p> <p>・入札額については応札した業者の判断によるので、市では説明できない。ただし、入札時に内訳書を提出しているので、それを分析してみると、本体工事にかかる部分は市の価格より若干高めになっているが、それに付随した現場監理の諸経費等については業者の方が低めのような。</p>